

議案第54号

債権の放棄について（大阪港湾局関係）

次のとおり債権を放棄する。

- 1 債 務 者 東京都板橋区大和町18番1号 孝花荘6号（判明している最後の住所）
吉岡 龍子
- 2 債 権 の 内 容 大阪市住之江区平林南2丁目8番9内の土地（以下「本件土地」という。）に係る3の表の債権の内容欄に掲げる債権
- 3 放棄する債権の額 下記の表の債権の額欄に掲げる金額の合計金23,476,557円及び同表1の項に掲げる債権の額に対する延滞損害金

	債権の内容	債権の額
1	本件土地の賃貸借契約に基づく賃料債権	金5,197,187円
2	本件土地の賃貸借契約に基づく賃料のうち期限を徒過して支払われたものに対する延滞損害金に係る債権	金230,800円
3	本件土地の不法占有による損害金に係る債権	金5,789,160円
4	本件土地の原状回復に要した費用に係る債権	金12,259,410円

- 4 放 棄 の 理 由 債務者の所在が不明であり、かつ、当該債権の消滅時効の期間が経過しているため

令和7年2月7日提出

大阪市長 横 山 英 幸

説 明

債務者に対する土地の賃貸借契約に基づく賃料債権等を放棄するため、この案を提出する次第である。